自由民主党行政改革推進本部　御中

デジタル社会化のための規制改革に関する要望

2020年11月10日

新経済連盟
Japan Association of New Economy

日本の未来に向けて産業構造の進化が必要

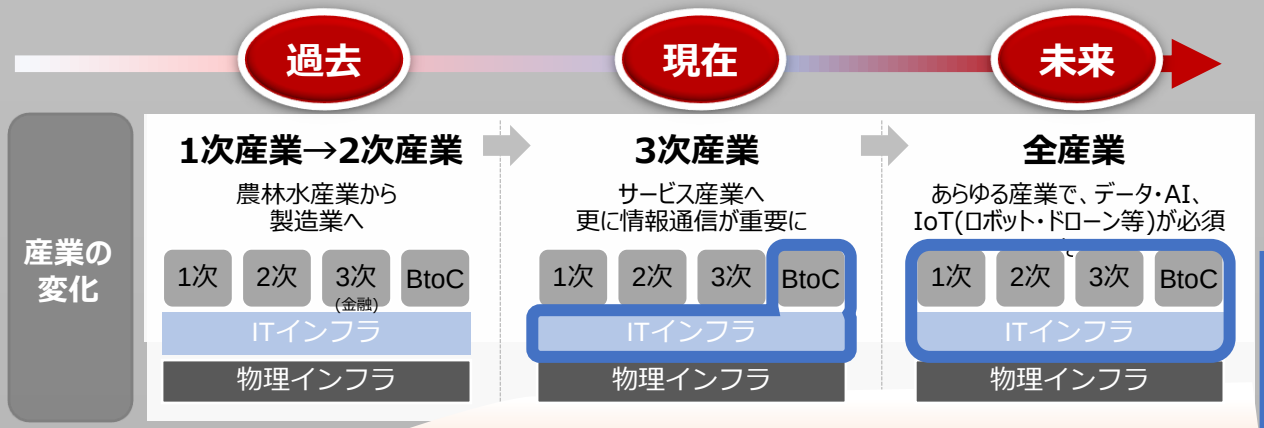

デジタル／インターネットが
あらゆる産業と消費者に変革をもたらす時代へ

全産業進化に必要なインフラとサービスのレイヤー構造

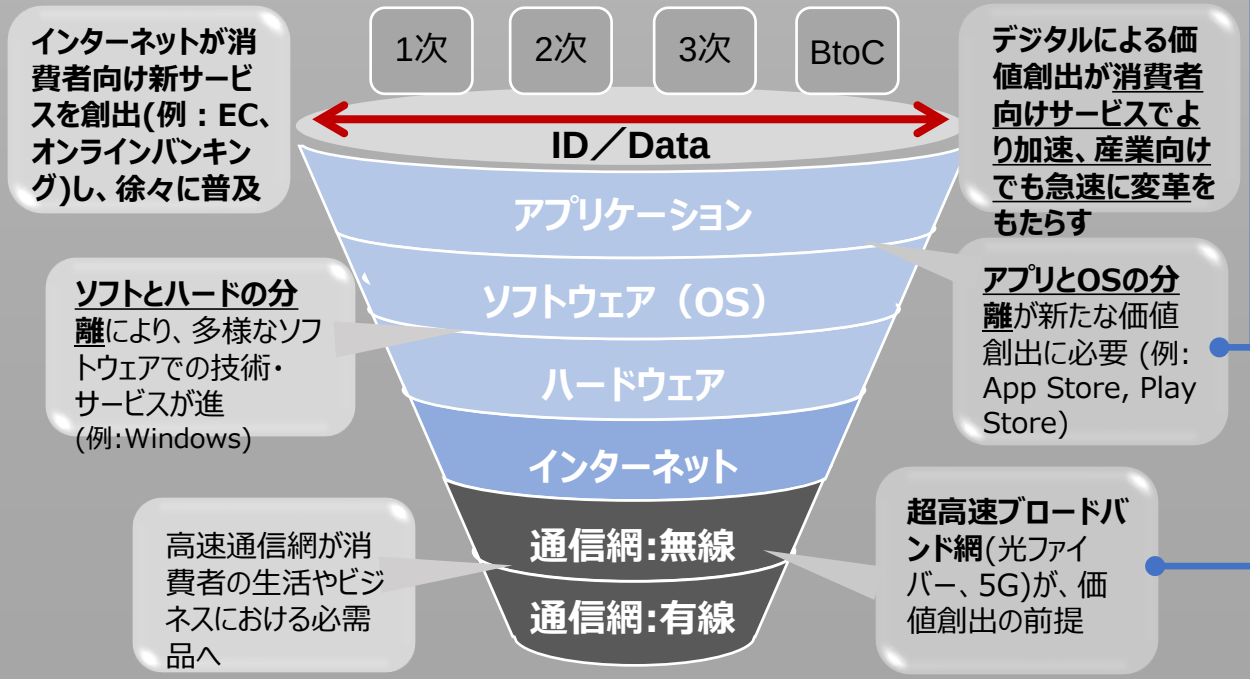

進化実現に向けた打ち手

①公平かつ日本発価値創出を後押しするルール整備

- 海外プラットフォーマー(**GAFA等**)との**イコールフッティング**確保(法規制/税制の適用・執行担保)
- グーグル・アップル支配からの解放(例：独禁法の適用・執行)が必要、足元、**両社のアプリストア課金はインフラ独占により価値創出を阻害**
  - グーグルアプリストアの"30%税"(9月発表)に対し、韓国では公取・税当局が調査を開始、インドでは150社以上が"独占"に抵抗し適用の半年延期が決定
  - アップルは更に厳しく"税徴収"しており、欧米では独禁法違反調査や裁判が継続中
- データ保護強化(データローカライゼーション)
- 政府調達におけるJapan First

②基盤レイヤーの独占排除

- オープンネットワーク整備によるイノベーション創出(例：仮想化、コンテナ化)
- 基盤"レイヤー"の独占は排除
  - **NTTとDocomoの再統合**は、"電電物語"の再開か：「未来」の産業に不可欠なインフラコスト増大、新たな価値創出を阻害するリスク
  - **周波数帯域の再配分**により、公共財の独占を避け、周波数の利用活性化、新規技術により低コストでのサービス提供が可能に

③価値の源泉となる多様な人財

- **移民政策**の断行
  - イノベーションの源泉となるタレント
  - 補完的労働力として、地域の基盤サービス等の維持

主な具体的要望事項の一覧①　(11月6日自民党デジタル社会推進本部での説明資料より)

施策分野	具体的施策項目
法律制定及び運用 その１	①デジタル庁の組織構成と人材採用 ・人事権を含めた司令塔機能の確保 ・幹部を含め少なくとも定員の5割以上を民間のエンジニア人材採用
	②国及び地方公共団体のシステムアーキテクチャーの法定化(バラバラ問題の解消)とそれに伴う調達改革 ・脱・メインフレーム、脱・三層分離 ・コンテナ型クラウドプラットフォーム化、SaaS化、疎結合 ・ＡＰＩ開放義務化 ・ユーザファーストのためのUI／ＵＸ改善
	③マイナンバー制度の抜本的改善 ・デジタル庁配下での制度運用、預金口座紐づけ等の実施
	④データドリブン行政の枠組みの法定化と 上記行政の基盤となるベースレジストリ整備の法定化
	⑤国家公務員及び地方公務員の制度改革 ・幹部職員の任用を含め『GovTech専門職』採用制度拡充と内製化 ・行政職員のデジタル素養をアップするための枠組みの整備(公務員の「採用試験」と「昇格」への反映等) ・官民人事交流法の地方自治体版の制定

主な具体的要望事項の一覧②　(11月6日自民党デジタル社会推進本部での説明資料より)

施策分野	具体的施策項目
法律制定及び運用 その２	⑥ＤＸに対応した規制制度の整備と行政対応コストの削減 ・アナログ規制(対面原則/書面交付原則/押印原則等)の完全撤廃(行政手続きと民民関係での『アナログ原則撤廃一括整備法』) ・『ＤＸ法制局』整備により、反ＤＸの法令の立案を阻止 ・諸外国並みに行政対応コストを総量管理削減するための法案制定
	⑦ＤＸ時代のデータ流通に対応した地方分権制度の整備 ・個人情報保護条例バラバラ問題の解消(個人情報保護法制2000個問題の解決)
	⑧越境経済下での適切な競争環境の整備 ・各種事業法等の域外適用・執行を一括してデフォルト化するための法案整備/域外執行のための体制の強化（国際執行庁創設等） ・アプリ寡占問題に対する独禁法の厳格な執行
税制改正	⑨民間ＤＸ投資のインセンティブ導入 ・ＤＸ投資促進税制 ・ＤＸ研究開発税制

規制改革要望リスト　分野別整理表①

１．オンライン診療・服薬指導関連

・オンライン診療の全面解禁・恒久化（医師法）
・オンライン服薬指導の全面解禁（薬機法）
・医療用医薬品及び要指導医薬品のオンライン販売の解禁、薬剤師及び登録販売者が医療用医薬品（薬機法）
・要指導医薬品の情報提供を薬局・店舗外からオンラインで情報提供・指導することの解禁（薬機法）
・処方箋の記名押印／署名義務における電子署名要件の柔軟化（医師法、歯科医師法、薬剤師法）

２．オンライン教育関連

・オンライン教育の全面解禁・恒久化（学校教育法）
・遠隔教育の要件見直し、単位取得数制限の緩和に関する恒久化の明示、小中学校での遠隔教育の解禁、オンライン教育の「授業時間数」としてのカウントの扱い、オンライン入試検討等
・学校・教室以外の家庭等での学びを義務教育の一環とするための環境整備（学校・教室以外の場所での学びについても正式な授業としてカウント、単位制の検討、自宅への端末の持ち帰りの扱い等）
・デジタル教科書の規制緩和等（各教科等の授業時数の2分の1未満という規制の撤廃・緩和、単体発行の解禁、無償措置化等）
・民間外部人材の活用の促進
・教育分野におけるクラウド活用の環境整備

（参考）新経済連盟「GIGAスクール構想 2.0 ～『ＰＣ1人1台』のその先へ～」（令和2年10月14日）
https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2020/10/20201015topicdocument22.pdf

規制改革要望リスト　分野別整理表②

３．書面交付の原則電子化

・以下の書面交付の原則電子化対応（※）
民法の受取証書・債権証書（民法）、高齢者医療確保法の領収書（高齢者医療確保法）、貸金業法の受取証書（貸金業法）、金融商品取引契約及びそのクーリングオフ（金融商品取引法）、旅行契約（旅行業法）、建設請負契約（建設業法）、下請会社に対する受発注書面（下請法）、不動産特定共同事業契約（不動産特定共同事業法）、投資信託契約の約款（投資信託及び投資法人に関する法律）、不動産取引の重要事項説明等（宅地宅建取引業法）、定期借地契約、定期建物賃貸借契約（借地借家法）、マンション管理業務委託契約（マンション管理法）、特定継続役務提供等における契約前後の契約書面等（特定商取引法）、派遣労働者への就業条件明示書面、労働条件通知書面（労働者派遣法）、在留資格認定証明書の電子化（出入国管理法）

※先般国会で成立した割賦販売法改正での説明事項伝達方法のデジタル化の規定（改正割賦販売法第30条第1項から第3項までなど。書面交付の希望があった場合のみ個別対応という規定）等の横展開。

（参考）新経済連盟「DX推進のためのアナログ原則撤廃に向けて～電子帳簿保存法と領収書の電子化に関する要望を中心に」（令和2年10月12日）
規制改革推進会議成長戦略ワーキング・グループ提出資料
https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2020/10/20201012topic02document.pdf

４．不動産・建設・交通関連

・不動産取引のオンラインでの重要事項説明の全面解禁（宅地建物取引業法）
・建設工事の監理技術者が「オンライン監理」で複数の工事現場を兼務することの解禁（建設業法）
・建設工事の請負契約を電子契約で行う場合の電子署名要件の緩和・拡大（建設業法）
・バス事業者及びトラック事業者による乗務員へのIT点呼の全面解禁（道路運送法、貨物自動車運送事業法）

規制改革要望リスト　分野別整理表③

５．雇用関係
・「士」業の事務所２カ所禁止規制の撤廃（社会保険労務士法、行政書士法、税理士法等）
・労働者派遣事業におけるマッチング等業務を派遣元事業所で実施しなければならない規制の撤廃（労働者派遣法、労働者派遣事業関係業務取扱要領）

６．デジタル・ガバメント
・民間と地方自治体の契約における電子署名要件の緩和・拡大（地方自治法）
・地方自治体の条例での「オンライン結合禁止規定」の見直しを含めた個人情報保護法制2000個問題」の解消（来年通常国会での法案提出）

７．その他
・オンラインでのエンタメ市場・スポーツ振興・コンテンツ拡大に向けた関係法令整理（ギフティングやオンラインベッティング等）
・バーチャル完結型のオンライン株主総会（会社法）
・食品衛生責任者の「オンライン管理」による無人店舗の実現（食品衛生法）
・インターネット投票の解禁（公職選挙法）
・選挙活動でのメール活用解禁（公職選挙法）
・インターネット請願導入（請願法）
・AI・ブロックチェーンを前提とした規定への見直し

（参考）新経済連盟「コロナ問題を契機とした我が国の構造改革」（令和2年4月30日）自由民主党行政改革推進本部提出資料
https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2020/05/20200507document.pdf

『アナログ原則撤廃一括整備法令案』　改正リストの主な事例①

撤廃すべき アナログ原則	項目名	淵源となる法令
対面原則	オンライン診療の全面解禁・恒久化	医師法
	オンライン服薬指導の全面解禁	薬機法
	医療用医薬品及び要指導医薬品のオンライン販売の解禁	薬機法
	オンライン教育の全面解禁・恒久化	学校教育法
	不動産取引のオンラインでの重要事項説明の全面解禁	宅建業法
	バス事業者及びトラック事業者による乗務員へのＩＴ点呼の全面解禁	道路運送法、貨物自動車運送事業法
	インターネット投票の解禁	公職選挙法
書面原則	以下の書面交付の原則電子化対応※ 民法の受取証書・債権証書、高齢者医療確保法の領収書、貸金業法の受取証書、金融商品取引契約及びそのクーリングオフ、旅行契約、建設請負契約、下請会社に対する受発注書面、不動産特定共同事業契約、投資信託契約の約款、不動産取引での重要事項説明書面等、定期借地契約、定期建物賃貸借契約、マンション管理業務委託契約、特定継続役務提供等における契約前後の契約等書面、派遣労働者への就業条件明示書面、労働条件通知書面	民法、金融商品取引法、高齢者医療確保法、貸金業法、旅行業法、建設業法、下請法、不動産特定共同事業法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、借地借家法、マンション管理法、特定商取引法、労働者派遣法、労働基準法

※先般通常国会で成立した割賦販売法改正での説明事項伝達方法のデジタルファースト化の規定(改正割賦販売法第30条第1項から第3項までなど。
書面交付の希望があった場合のみ個別対応という規定)等の横展開

『アナログ原則撤廃一括整備法令案』　改正リストの主な事例②

撤廃すべきアナログ原則	項目名	淵源となる法令
書面原則	選挙活動でのメール活用解禁	公職選挙法
	デジタル教科書の規制緩和等（各教科等の授業時数の２分の１未満という規制の撤廃・緩和、単体発行の解禁、無償措置化等）	学校教育法
	インターネット請願の導入	請願法
押印原則(特定方式の電子署名のみの利用強制の結果、押印対応が継続)	処方箋の記名押印/署名義務における電子署名要件の柔軟化	医師法、歯科医師法、薬剤師法
	民間と地方自治体の契約における電子署名要件の緩和・拡大	地方自治法
	建設工事の請負契約を電子契約で行う場合の電子署名要件の緩和・拡大	建設業法
常駐・専任配置原則	「士」業の事務所2か所禁止規制の撤廃	社会保険労務士法、行政書士法、税理士法　等
	建設工事の監理技術者が「オンライン監理」で複数の工事現場の業務を兼務することの解禁	建設業法
	食品衛生責任者の「オンライン管理」による無人店舗の実現	食品衛生法
	薬剤師及び登録販売者が医療用医薬品、要指導医薬品の情報提供を薬局・店舗外からオンラインで情報提供・指導することの解禁	薬機法
	労働者派遣事業におけるマッチング等業務を派遣元事業所で実施しなければならない規制の撤廃	労働者派遣法・労働者派遣事業関係業務取扱要領

『ＤＸ法制局設置法案』

■ 『ＤＸ法制局』による「法制度のデジタル化原則」の徹底

- 既存法の評価と必要に応じ改正要請の機能
- 新規立法の法案提出の際にＤＸを阻害していないかを事前審査

デンマークでは、2018年7月以降に提案された法律は、デジタル対応の７つの原則を順守することが義務付けられている。

デジタル時代における法策定プロセス改革の動向

立法プロセス	● **法令のデジタル対応を義務化** ▪ 2018年7月1日以降に提案されたすべての法律は、デジタル対応の法律に関する**7つの原則**を遵守することが義務付けられた。 ①シンプルで明確なルール ②市民と企業とのデジタルコミュニケーションの促進 ③完全または部分的に自動化されたデジタル手続 ④当局間の一貫性（統一された概念とデータの再利用） ⑤安全で安全なデータ管理 ⑥公共のITインフラストラクチャの使用 ⑦詐欺やエラーの防止（制御の目的でITの使用をサポートするように設計する必要あり）
組織・人材	デジタル対応法の事務局は、2018年初頭に財務省の下で設立。 新しい法案の作成においてデジタル化が完全に検討されたかどうかを評価する。 <事務局のタスク> •法律草案のスクリーニング、法案に関する協議 •法施行の影響を評価するためのガイダンスとツールの開発と継続的な更新 •デジタル対応法に関する省庁のカウンセリング

（出典）経済産業省「デジタルガバメントに関する諸外国における先進事例の実態調査」報告書(2020年3月31日)

『行政手続負担軽減法案』

■ 行政手続対応コストベースの総量規制※が世界の潮流

※新たな規制を１つの追加した場合に１つの規制を廃止するという**個数ベースの総量規制ではなく**、新たな規制の遵守に必要な追加コスト相当分を、既存の規制の廃止・緩和等により捻出・削減するという**コストベースの総量規制**である。

国　名	ルールの名称	実施時期	コスト削減効果
英　国	1-in/1-out	2010年-2012年	2010年→2015年 ▲100億ポンド(約1.3兆円)
	1-in/2-out	2013年-2015年	
	1-in/3-out	2015年-	
カナダ	1-for- 1	2012年- 2015年からは法令上の義務	
ドイツ	1-in/1-out	2015年-	
米　国	1-in/2-out	2017年-	2017年 ▲81億ドル(約8,900億円)
			2018年 ▲98億ドル(約1.1兆円)

(出典) 2019年12月公表の(独法)経済産業研究所・石崎隆・上席研究員レポート『事業者目線での行政手続コスト削減』をもとに作成

オンライン教育の規制改革①

➢ オンライン教育の制度化(恒久的な措置として)

◆各種教育制度における「対面原則」「教師現在原則※」等の洗い出し
◆それを踏まえた対面原則の見直し・撤廃によるオンライン教育の制度化
(遠隔教育の要件見直しや単位取得数制限の緩和に関する恒久化の明示、小中学校での遠隔教育の解禁、オンライン教育の「授業時間数」としてのカウントの扱い、オンライン入試検討などを含む)　(注)7頁の参考を参照
◆『遠隔教育特例校』『研究開発学校』の制度活用と各種予算措置等の活用による先進モデル校を蓄積

※「教師現在原則」は教室という場所に教師が常駐することを原則とすることをいう

	問題の所在	必要な対応策
①	➢ オンライン教育の制度化 ・ コロナ問題が長期化し学校の再開が延期される事態が続くと、授業自体をオンラインにシフトすることが必要	➢ 情報アクセス環境の整備を強化しながら、海外の事例や日本での先進事例やEdtech実証実験事例等も参考に、オンライン授業の導入を喫緊の課題として検討し、早急に制度化すべき

韓国 感染リスク考慮 小中高校 新学期は順次オンライン授業で

(出典)
新経済連盟提言(2020年4月)
より抜粋

オンライン教育の規制改革②

➢ 学校・教室以外の家庭等での学びを義務教育の一環とするための環境整備

◆学校・教室以外の場所での学びについても正式な授業としてカウント（恒久措置として）※7頁の参考を参照

◆単位制の検討

◆デジタルテクノロジーを活用した学校・教室以外の場所での学びも「質保証」

・デジタルテクノロジー上で学んだ**ログ（ログイン時間、回数、離脱、視聴時間、確認テスト等）活用**や簡易な確認テストが備わった**LMSやeラーニングの仕組みの活用**等により、学校・教室以外の場所での学びについて、**生徒の「取り組みの状況」、「理解度（習得度）」などを把握（評価）する仕組み**を構築
・これにより、一人ひとりの特性や志向、学習到達度、理解度に合わせた学び・指導により、教科学習を中心にして、**個別最適化された学びを実現**する

➢ 自宅への端末持ち帰りの扱い

◆持ち帰り可能とする統一的な方針を、国が「ナショナルミニマム」の問題として提示
※現状は、各自治体・学校の判断に求められている。

➢ 家庭学習における十分な環境整備

◆通信環境整備の支援

オンライン教育の規制改革③

➢ デジタル教育コンテンツ積極活用のための環境整備

◆授業目的公衆送信の場合の補償金制度への来年度以降の適切な対応方法の検討
※コロナ対応の特例として、今年度限り補償金は無償

◆デジタル教科書の各種規制撤廃緩和等(各教科等の授業時数の２分の１未満という規制の撤廃・緩和、単体発行の解禁、無償措置化等)
※文部科学省ですでに制度の在り方が検討開始されているが、この点の確実な議論検討も要望

➢ 民間外部人材の活用の促進

◆教員への民間外部人材の活用(特別免許状授与基準の見直し、特別非常勤講師の活用等)

◆教育委員会や関連行政部署への民間企業からの派遣や民間企業ＯＢ人材の採用強化

◆上記２つのマッチング(学校行政側と民間側)を強化するための枠組みの整備

➢ 教育分野におけるクラウド活用の環境整備

◆地方自治体の条例での『オンライン結合禁止規定』の見直しを含めた『個人情報保護法制2000個問題』の解消(来年通常国会での法案提出)　※

※9割以上の自治体にオンライン結合制限規定が存在する。このことは、経済社会のデジタル化、クラウド・バイ・デフォルトの動きと逆行し、GIGAスクール構想、オンライン教育、学習ビッグデータの活用への阻害要因にもなる。

コロナ対処に直結する規制・制度改革　～労働法制の改革～
（新経済連盟政策提言４月９日より抜粋）

	問題の所在	必要な対応策
①	➢ 時間・事業場を前提とした労働法制について、今回のリモートワークの経験を踏まえ、そもそも働き方を考えるきっかけにするべきではないかとの声	➢ 時間・事業場を前提とした労働法制の見直しの検討 ※ 当連盟では従来から、『ベンチャー企業』『知識社会型対応企業』等の企業類型を設定し、これに相当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな柔軟な労働時間制度の創設を提案している

働き方の今までとこれから

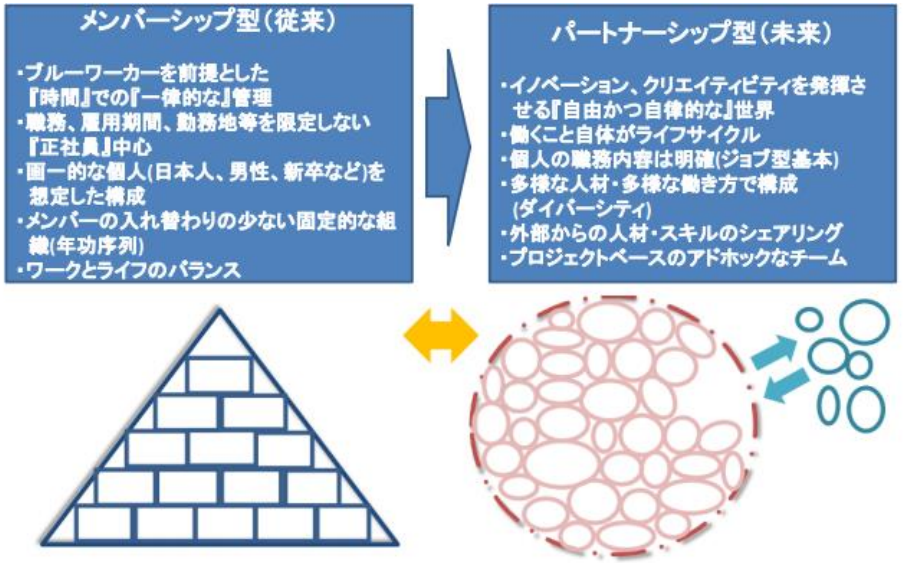

組織と個人の新たな関係

労働法制の要望

働き方のニューノーマルに対応した制度対応・支援方策

■　時間と場所に制約されない働き方への環境整備

- 企業側のＤＸ促進(**ＩＴインフラのクラウド化、リモートアクセス環境整備含む**)に対する**各種支援措置の充実強化**

■　クリエイティブワーク拡大のための裁量労働制の対象範囲の拡大

- 企画業務型・専門業務型の**対象の明確化・柔軟化・範囲拡大**　(**スタートアップ**企業での活用や**『高度ＩＴ人材』『ＡＩ人材』育成等**につなげる、**課題解決型営業**など新しい動向への対応など)

■　人材の流動性の確保

- **労働移動の促進**
- **人材教育投資**への支援措置の拡充
- **『セカンドキャリア』育成**のための**マッチング支援**等

裁量労働制の適用範囲の拡大

行政改革推進本部8チームの提言のおいて、裁量労働制の適用範囲拡大について遅くとも2021年通常国会への法案提出が盛り込まれているものの、骨太の方針では、実態調査、制度の在り方の検討にとどまる。

〈提言４〉経済構造改革ワーキンググループ

ポスト・コロナの「新常態（ニューノーマル）」に対応する
「時間・空間にとらわれない新しい働き方」のために

1．テレワークを最大限に活用できる時間管理のあり方

＜中略＞

・ICT（情報通信技術）を活用した「現認」の解釈の明確化
・「テレワークガイドライン」における、「テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の禁止等」の規定を見直すことなど、個々人の状況に応じた働き方への対応
・本人の希望に応じて、所定時間内に深夜に業務の一部を実施する場合の、時間外や休日・深夜の割り増し手当の支給の弾力化など、時間外・休日・深夜労働の在り方の見直し
・時間によらない労働を前提とした雇用の仕組みとして導入された「高度プロフェッショナル制度」の実際のニーズを踏まえた改革

など多くの識者から指摘されている問題点を早急に対応すべきである。

また、多様な働き方の選択肢を確保する観点から導入されている「裁量労働制」の適用範囲拡大のための法案を遅くとも 2021 年の通常国会に提出することを求めたい。

行政改革推進本部8チームの提言（令和2年7月2日）

経済財政運営と改革の基本方針 2020
～危機の克服、そして新しい未来へ～

第3章　「新たな日常」の実現

1．「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

（3）新しい働き方・暮らし方
① 働き方改革

＜中略＞

テレワークの定着・加速を図るため、新たなＫＰＩを策定するとともに、中小企業への導入に向けて、専門家による無料相談対応や全国的な導入支援体制の構築など各種支援策を推進する。さらに、事業場外みなし労働時間制度の適用要件に関する通知内容の明確化や関係ガイドラインの見直しなど、実態を踏まえた就業ルールの整備に取り組む。

ジョブ型正社員の更なる普及・促進に向け、雇用ルールの明確化や支援に取り組む。

こうした中で、労働者が職務の範囲内で裁量的・自律的に業務を遂行でき、企業側においても、こうした働き方に即した、成果型の弾力的な労働時間管理や処遇ができるよう、裁量労働制について、実態を調査した上で、制度の在り方について検討を行う。

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、保護ルールの整備を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日）

『士業の２箇所事務所規制』に対する各省庁の回答結果その１

規制内容

➢ 『社会保険労務士』の事務所規制

①

※社会保険労務士法
第十八条　他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。）は、その業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
２　社会保険労務士法人の社員は、第二条に規定する事務を業として行うための事務所を設けてはならない。

各省庁からの回答

➢ 開業社会保険労務士の事務所は社会保険労務士法上一か所が原則とされており、そこで依頼者からの依頼に応じることを業とし、継続的にその業務を執行する場所であることが求められている(法第18条)が、**テレワーク**(「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」の３つの形態の総称)**については可能**としている。

➢ なお、**自宅で主に業務を行っているのであれば**、業務の実態のある**自宅を事務所の所在地として登録**していただく必要がある。

（規制改革推進会議事務局2020年5月18日公表資料より抜粋）

➢ 『行政書士』の事務所規制

②

※行政書士法
第八条　行政書士（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士（第三項において「使用人である行政書士等」という。）を除く。次項、次条、第十条の二及び第十一条において同じ。）は、その業務を行うための事務所を設けなければならない。
２　行政書士は、前項の事務所を二以上設けてはならない。
３　使用人である行政書士等は、その業務を行うための事務所を設けてはならない。

➢ 行政書士法8条の規定は、行政書士が業務を行うための事務所を二以上設けるような場合には、責任の所在が不明確となり、依頼者や行政庁からの照会や責任追及等の際に支障をきたすおそれがあることや、複数の事務所を持つことにより業務の正確かつ迅速な遂行が妨げられないようにするために設けられた規定であり、リモートワークをはじめとする事務所以外での業務を一律に禁止する規定ではありません。

➢ 上記のとおり執務場所の規制がないことや、行政書士の実態として、自宅を事務所として業務をされている方が一定数いることから、これまでに行政書士、行政書士法人からテレワーク勤務を実施するにあたっての具体的な要望や問合わせがあげられていない状況であり、現時点では、日本行政書士連合会から会員（行政書士）に対し、指針等を示していないところです。

（規制改革ホットラインでの総務省回答）

『士業の２箇所事務所規制』に対する各省庁の回答結果その２

規制内容	各省庁からの回答
③ ➢ 『税理士』の事務所規制 ※税理士法 第四十条　税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第四項において同じ。）を除く。次項及び第三項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。 ２　税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。 ３　税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。 ４　税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。	➢ 税理士法第40条第3項の「税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない」との規定は、税理士が事務所以外の場所で税理士業務を行うことを禁止した規定ではありません。 ➢ 同条に規定する事務所に関し、税理士法基本通達40-1において、「法第40条に規定する「事務所」とは、（中略）外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。」と規定しています。 ➢ よって、税理士事務所に該当しない場所で一時的に税理士業務を行ったとしても、その場所が直ちに税理士事務所に該当するわけではありません。 ➢ 令和2年4月15日に日本税理士連合会のホームページ上で公表されたテレワークが可能となるような場合の指針については、緊急対応としてのものではなく、現行法令下における取扱いを記載したものであって、いわゆる「コロナ後」であっても同様の取扱いとなります。 （規制改革ホットラインでの財務省回答）

＜上記の各省庁の回答でも依然として残される課題＞

士業の事務所においてテレワークを推進しようとしても、当局や業界団体の示す**指針がなかったり**（行政書士）、**抽象的**であったり（税理士、社労士）するため、自宅等のテレワーク先が**主たる業務の事務所だと認定**され法令違反になるのではないかという**強い懸念や萎縮効果が残ってしまう**

『士業の２箇所事務所規制』問題への解決策の提案

■　短期的対応

- 非資格者による業務遂行を防止するという**本来の法規制目的の趣旨**に立ち返って、**テレワーク自体は過度な負担なく広く可能**であることを**具体的運用**を示しながら**ガイドライン等で明確化**する。
- 会計事務所のリモートワークにつきグレーゾーン解消制度で認められた**モデル就業規則**(次頁参照)のような方策を**他の士業でも横展開**するのも一案。

■　そもそも論としての対応

- 『働く場所』を法令上で規制する**「２箇所事務所禁止規定」を撤廃**する。
- デジタル技術等を活用した**本人の資格確認による規制にシフト**する。

越境経済対応プロジェクト①
『域外適用・執行デフォルト化一括整備法案』

＜域外適用・執行＞

◆外国企業に対する法の域外適用と執行が十分ではないため、**国内企業と外国企業の間に、コスト面などでの不平等**が生じている

（対応策）

◆国内法令については**「域外適用・執行をデフォルト化」する関係法令一括整備法**を制定すべき

越境経済対応プロジェクト②
『執行機能強化新法案』

＜執行の強化＞

◆法の実効性担保のための**執行強化策**は不可欠。法適用できても執行できていないケースあり。**情報収集強化、体制強化**を強化する**新法を制定**すべき

①情報収集の強化

- **会社法817条の厳格適用**

会社法817条の「外国企業の日本における代表者を定めること」等の規定を厳格運用。加えて新法により違反業者への業務停止命令、日本からの国際送金禁止等の罰則追加

- **国内法人への資料提出義務の強化**

海外企業と実質的に支配関係のある日本法人に対し、税務関連などに関わる資料提出を求める権限を強化。従わない場合には課徴金を設ける

- **日本国内で得た情報については国内サーバーへの保存を義務付け**

②執行機能の強化

- **裁判の国内管轄権**

日本の消費者にサービスを提供する外資企業の国内法義務違反については、日本の準拠法に基づき管轄権を国内裁判所に定める

- **「国際執行庁」の創設**

各執行省庁が持っている外国企業への権限を一元化し、専門人材を加えたうえ、執行を横断的に一括で担当することによって、執行強化をはかる

【参考】アプリストア寡占問題への独禁法適用

○アプリストア寡占問題に対して、独禁法適用（垂直統合の禁止、決済独占の禁止、手数料是正など）が必要

Appendix

規制制度改革①　ＫＰＩ

アナログ原則の完全撤廃

新しい規制・制度の創出による新市場の創出

①消費者、事業者(個人・企業)、行政の『トランザクションコスト』の社会全体での低減による効率化

ex)民間が行政に対応するためのコスト　少なくとも**71.2万人/年相当**

②労働力不足への対応、高付加価値部門への業務シフト

ex) 行政対応コスト2割削減分の業務シフトにより少なくとも**GDP1.3兆円/年の押上げ効果**

ex）企業のバックオフィス業務のデジタル完結により少なくとも**2兆円**の生産性向上効果

③第4次産業革命によるデータ駆動型経済への環境整備

世界一のデジタル・イノベーション国家への転換

ex）世銀発表のビジネス環境ランキング**18位**(2019年10月発表)

（出典）2020年4月9日新経済連盟提言「コロナ問題を契機とした規制・制度/経営・業務改革の見取図~デジタルXの未来を今に~

規制・制度改革②　全体見取り図

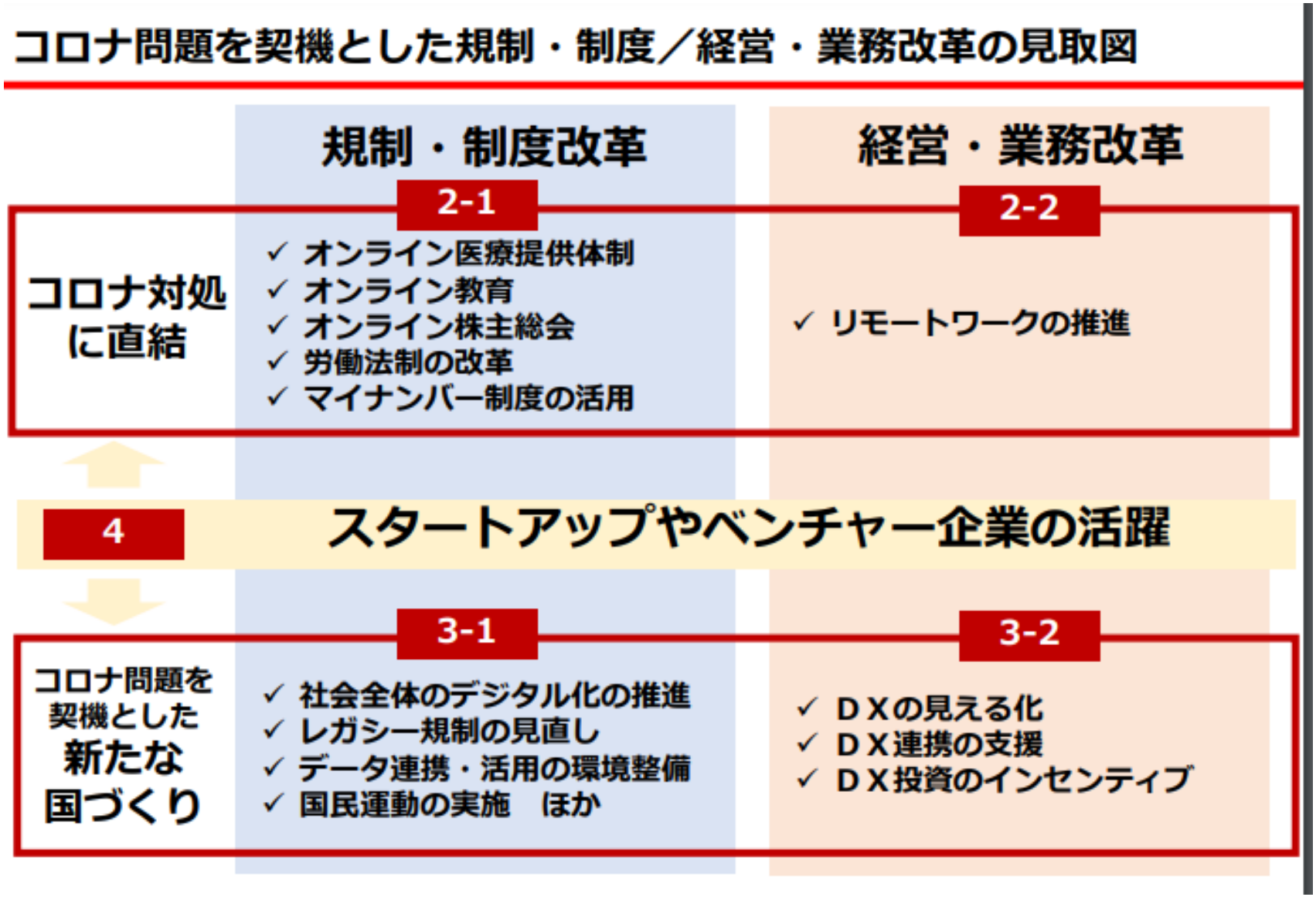

（出典）2020年4月9日新経済連盟提言「コロナ問題を契機とした規制・制度/経営・業務改革の見取図~デジタルXの未来を今に~

規制制度改革③　全体見取り図

2．コロナ問題を契機とした規制・制度改革
②打ち手の全体像

アナログ原則の完全撤廃

① 社会全体のデジタル化の推進
- 『社会全体のデジタル化』を進めるための更なる立法措置
- 『アナログ原則』撤廃のための一括整備法令
- デジタル手続きへのインセンティブ措置や優先的処理

② ＤＸ推進のための国民運動の実施
- ＤＸを阻む『アナログ慣行』の見直し（営業をインサイドセールスに転換／バーチャル株主総会へ転換／リモートワーク推進）
- オンライン選挙、インターネット投票
- 政府会議・記者会見等のオンライン対応推進

新しい規制・制度による新市場の創出

③ レガシー規制の見直し
- ＡＩ等を活用した新たな事業融資制度構築
- 株式投資型クラウドファンディング規制見直し
- リスクテイク投資家層の拡大/私募ルール見直し
- AI・ブロックチェーンを前提とした規定見直し
- デジタル著作権法制整備
- オンラインでのエンタメ市場・スポーツ振興・コンテンツ拡大のための関係法令整備（ギフティングやオンラインベッティング等）

④ データを連携・活用できる環境の整備
- オープンデータ推進とＡＰＩ開放デフォルト化
- 個人情報保護法制2000個問題
- 国/地方の情報システムの標準化／クラウド化（地方のLGWANシステムの問題解消）※自治体は、クラウド化の方針が不明確であり、ネットワーク分離が前提となっているため、依然としてテレビ会議やネット申請対応などが進まない構造

どちらにとっても基盤となる仕組みの整備

⑤ 規制・制度のＤＸ等を進めるための枠組みの整備（⇒後述）
⑥ 規制・制度の適用と執行のイコールフッティング

（出典）2020年4月9日新経済連盟提言「コロナ問題を契機とした規制・制度/経営・業務改革の見取図~デジタルXの未来を今に~

新市場の事例　スポーツベッティング解禁によるスポーツ振興

◆スポーツの産業化に向けた我が国の目標は15 兆円規模（2025年）
◆一方、コロナ禍で観客動員の制限など収益化の機会が消失し、スポーツ産業には大打撃
◆欧米、特にアメリカでは、解禁されたスポーツベッティングが、スポーツの収益化と振興に大きく貢献する流れができつつある
◆日本でもスポーツベッティングを解禁した場合の市場規模が７兆円（投票券の売上ベース）との試算もあり、検討を開始すべきでないか

※参考：中央競馬の市場規模３兆円、競輪は７千億円

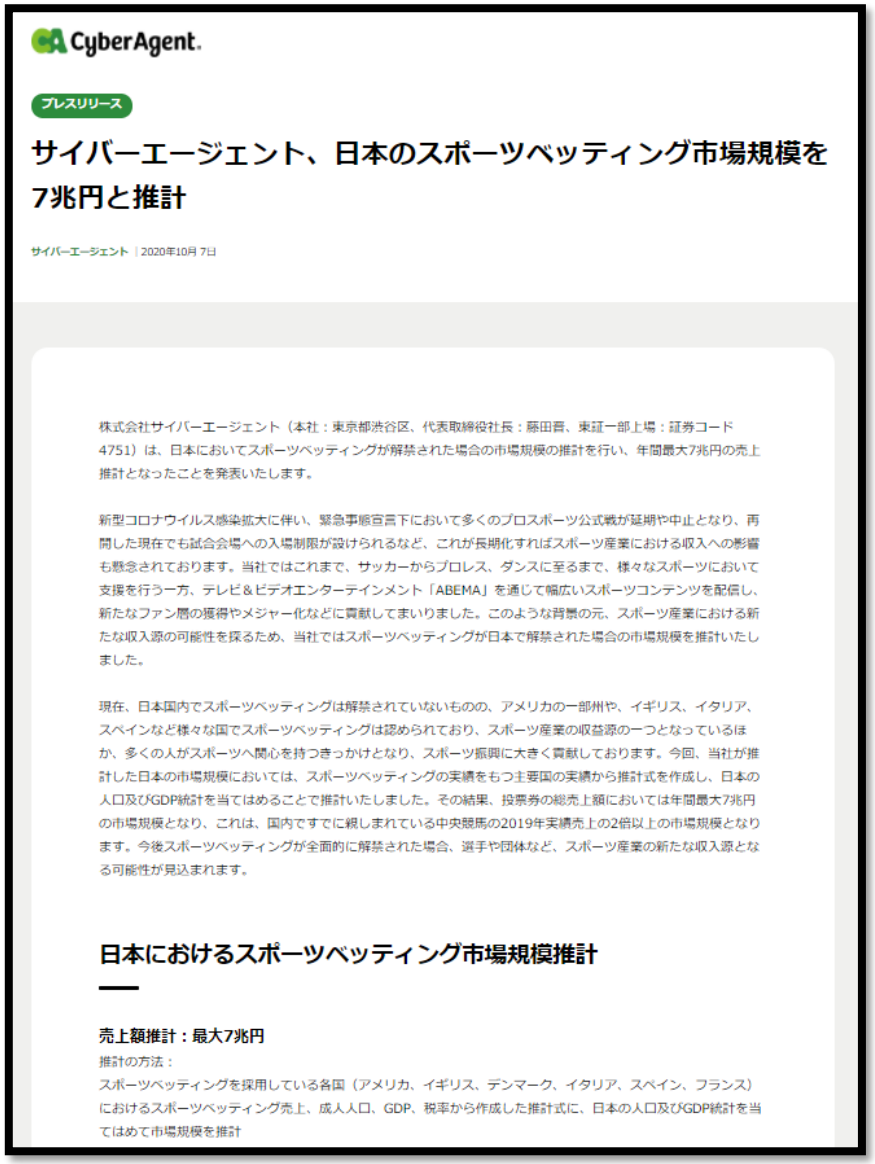

CyberAgent.

プレスリリース

サイバーエージェント、日本のスポーツベッティング市場規模を7兆円と推計

サイバーエージェント｜2020年10月 7日

株式会社サイバーエージェント（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：藤田晋、東証一部上場：証券コード4751）は、日本においてスポーツベッティングが解禁された場合の市場規模の推計を行い、年間最大7兆円の売上推計となったことを発表いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言下において多くのプロスポーツ公式戦が延期や中止となり、再開した現在でも試合会場への入場制限が設けられるなど、これが長期化すればスポーツ産業における収入への影響も懸念されております。当社ではこれまで、サッカーからプロレス、ダンスに至るまで、様々なスポーツにおいて支援を行う一方、テレビ＆ビデオエンターテインメント「ABEMA」を通じて幅広いスポーツコンテンツを配信し、新たなファン層の獲得やメジャー化などに貢献してまいりました。このような背景の元、スポーツ産業における新たな収入源の可能性を探るため、当社ではスポーツベッティングが日本で解禁された場合の市場規模を推計いたしました。

現在、日本国内でスポーツベッティングは解禁されていないものの、アメリカの一部州や、イギリス、イタリア、スペインなど様々な国でスポーツベッティングは認められており、スポーツ産業の収益源の一つとなっているほか、多くの人がスポーツへ関心を持つきっかけとなり、スポーツ振興に大きく貢献しております。今回、当社が推計した日本の市場規模においては、スポーツベッティングの実績をもつ主要国の実績から推計式を作成し、日本の人口及びGDP統計を当てはめることで推計いたしました。その結果、投票券の総売上額においては年間最大7兆円の市場規模となり、これは、国内ですでに親しまれている中央競馬の2019年実績売上の2倍以上の市場規模となります。今後スポーツベッティングが全面的に解禁された場合、選手や団体など、スポーツ産業の新たな収入源となる可能性が見込まれます。

日本におけるスポーツベッティング市場規模推計

売上額推計：最大7兆円

推計の方法：

スポーツベッティングを採用している各国（アメリカ、イギリス、デンマーク、イタリア、スペイン、フランス）におけるスポーツベッティング売上、成人人口、GDP、税率から作成した推計式に、日本の人口及びGDP統計を当てはめて市場規模を推計

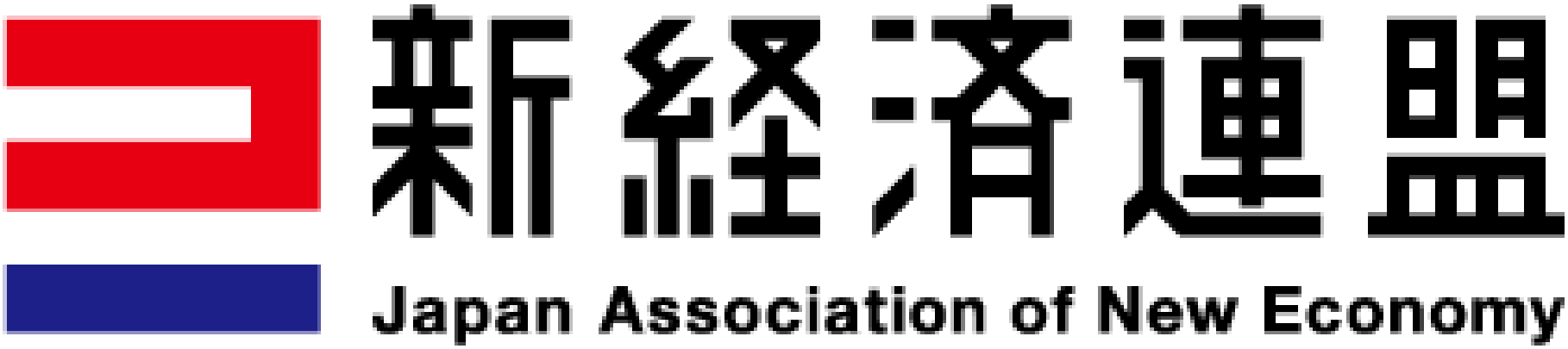
新経済連盟
Japan Association of New Economy